

蒲郡市流出油防除対策協議会要綱

(目的)

第1条 この協議会は、蒲郡市域（海域を含む。）において油が流出した場合の防除活動について必要な事項を協議調整し、かつ、その実施を推進することを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「蒲郡市流出油防除対策協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 流出油防除計画の策定
- (2) 流出油防除に必要な施設及び器材の整備
- (3) 流出油防除に関する調査研究及び訓練
- (4) 流出油防除に関する情報の収集、伝達及び広報
- (5) 流出油防除活動の実施
- (6) 流出油防除活動の協力者に対する表彰
- (7) その他流出油防除に関し必要な事項

(協議会の業務範囲)

第4条 協議会の業務範囲は、蒲郡市地域防災計画に定める業務範囲に及ばない範囲とし、災害の発生又は防除活動中範囲を超えるおそれ及び超えたと会長が判断するときは、蒲郡市地域防災計画に基づき対応するものとする。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、蒲郡市消防長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を掌理する。
- 4 会員は、蒲郡市域における流出油防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指名する職員をもって充てる。
- 5 協議会に流出油防除に関する技術的事項の助言を行うため、あらかじめ会長の指名する者を招へいすることができる。

(会議)

第6条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が召集する。

2 定例会議は、年1回開催する。

3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の配布)

第7条 会長は、流出油防除に必要な次の情報を年1回収集し、会員に配布する。

(1) 施設及び器材の整備保有状況

(2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）

(3) その他必要事項

(訓練)

第8条 流出油事故発生時における会員の災害防除活動技術の向上及び円滑な連携体制を確保するため、必要に応じ訓練を行うものとする。

(出動要請)

第9条 会長は、流出油防除活動を必要とする場合、直ちに会員の全部又は一部と協議調整の上、出動を要請するものとする。

(出動)

第10条 前条の出動要請を受けた会員は、直ちに必要な人員、施設、器材等を現場に派遣するものとする。

(異常現象の通報)

第11条 流出油に関する異常現象を知った会員は、直ちにその状況を会長に通報するものとし、通報を受けた会長は、関係する会員に連絡するものとする。

(現場総合調整本部の設置及び活動の調整)

第12条 流出油防除活動を実施する場合は、直ちに総合調整本部を設置し、会長が活動の調整を行うものとする。ただし、会長がその必要がないと判断したときは、これを設置しないことができる。

2 前項の総合調整本部を設けた場合、第9条の要請を受けた会員は、所属する職員を調整本部に派遣するものとする。

(経費の支弁)

第13条 防除活動に要した経費については原因者に求償するものとし、原因者の特定が不可能な場合には会議において協議し、それぞれの機関において負担するものとする。

(災害補償)

第14条 防除活動に出動した者が、そのため死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又はそのための負傷者若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(庶務)

第15条 協議会の庶務は、蒲郡市消防本部予防課において行う。

(雑則)

第16条 協議会の運営にあたり必要な事項は、会員の協議により別に定める。

附 則

この要綱は、昭和51年1月17日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年8月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。

別表

会 員

名古屋海上保安部三河海上保安署

愛知県

蒲郡警察署

東三河総局 環境保全課

水産試験場 漁場保全グループ

東三河建設事務所 維持管理課

三河港務所蒲郡出張所

蒲郡市

市民生活部 環境清掃課

産業振興部 農林水産課

建設部 土木管理課

みなとみらい課

上下水道部 下水道課

下水道浄化センター

消防本部 予防課

消防署

順不同